

令和 7 年 6 月から入札契約制度の見直しを行います

本市では、事業者を取り巻く社会経済情勢の変化等に鑑み、入札契約制度の見直しに取り組んでおります。

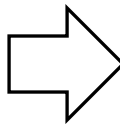
この度、少額随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号において、契約の種類に応じて定める基準額の範囲内で地方公共団体の規則で定める額を超えないときに締結可能な随意契約）の基準額について、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、国において少額随意契約の基準額を引き上げる改正が 4 月 1 日に行われたことから、本市においても、川崎市契約規則を改正し、随意契約を可能とする基準額を引き上げます。

また、資材単価や労務費等が高騰する状況において、応札者の技術力等を踏まえたダンピング対策強化及び公共工事の一層の品質確保を図るため、工事請負契約における価格失格基準の見直しを行います。

1 少額随意契約の基準額等の見直しについて

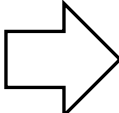
（１） 随意契約によることができる場合の限度額

令和 7 年 6 月 1 日以降に予算執行伺いを起案する案件から、随意契約を可能とする基準額（税込）を引き上げます。

契約の種類	基準額		基準額
1 工事又は製造の請負	250 万円		400 万円
2 財産の買入れ	160 万円		300 万円
3 物件の借入れ	80 万円		150 万円
4 財産の売払い	50 万円		100 万円
5 物件の貸付け	30 万円		50 万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	100 万円		200 万円

（２） 契約書作成の省略が出来る金額

令和 7 年 6 月 1 日以降に契約締結する案件（ただし、6 月 1 日より前に公告、指名通知及び見積依頼通知を行った案件は除く）から、契約書の作成について、省略できる金額（税込）を引き上げます。

予定価格 100 万円以下（工事にあつては、250 万円以下）の契約		予定価格 200 万円以下（工事にあつては、400 万円以下）の契約
------------------------------------	---	------------------------------------

2 工事請負契約における価格失格基準の見直しについて

競争入札により工事請負の契約を締結しようとする場合において、著しく低い価格をもって申込みをした者があったときの落札者の決定のための調査（以下「低入札価格調査」という。）における価格失格基準の算出方法を変更します。

令和7年6月1日以降の公告案件から採用します。

（１）変更後

低入札価格調査を行う基準となる価格（「調査基準価格」）に１００分９５を乗じて得た額を価格失格基準とします。ただし、当該金額が予定価格に１００分の８０を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に１００分の８０を乗じて得た額を価格失格基準とします。

※ １万円未満の端数は切捨てとなります。

※ 入札者が提出する積算内訳書において、価格失格基準を下回った場合には、その入札者は「失格」となります。

（２）変更前【参考】

予定価格算出の基礎とした設計書等の各経費にそれぞれの割合を乗じて得た額を価格失格基準とします。

	経費名称	設定割合
1	直接工事費	90／100
2	共通仮設費	81／100
3	現場管理費	81／100
4	一般管理費	61／100
5	スクラップ等の売払い収入	100／90
6	業務委託料	60／100

※ １万円未満の端数は切捨てとなります。

※ 入札者が提出する積算内訳書において、上記経費ごとの算出額のいずれか１つでも下回った場合（スクラップ等の売払い収入については上回った場合）には、その入札者は「失格」となります。

※ 上記１及び２については、企業会計においても同様の改正、施行となります。

問合せ先

川崎市財政局資産管理部契約課 川端

電話 044—200—2096